子どもの権利相談室

～たじみ子どもサポート～

子どもの権利侵害の救済と回復を行うため、多治見市子どもの権利相談室を設置しています。
子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談員がさまざまな相談にのっています。
名前や学校を言わなくても大丈夫です。もちろん秘密も守ります。家族や友人以外にも困ったこと、どうしたらいいのかわからなくなったことを話したいときは、気軽に相談してくださいね。

子どものための相談室
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート

友だちのこと、学校のこと
自分のこと、家族のことなど
どんなことでも相談してね!

火曜～金曜　13:00～19:00　土曜　12:00～18:00
相談の内容、名前などのひみつは守られるから、安心して話してね

〒507-0034
多治見市豊岡町1-55　ヤマカまなびパーク4階
0120-967-866
多治見子どもLINE相談
ID:@200fkmnq
お友だち登録してね!
kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp
保護者の方も相談できます

＼みんなの意見が多治見を変える!／

たじみ子ども会議★子どもスタッフ会議

たじみ子ども会議は、子どもが市民のひとりとして
自由に意見を言える場所です
学校も学年もちがう子と仲良くなれるかも!

たじみ子ども会議

話し合った意見は市長に報告するよ
みんなの意見で多治見のまちが変わるかも!

子どもスタッフ会議
活動日時　毎月第4日曜日 10:00～12:00
場　　所　ヤマカまなびパーク

たじみ子ども会議イメージキャラクター　タジニャン

多治見市環境文化部くらし人権課
多治見市日ノ出町2丁目15番地　TEL 0572-22-1128(直通)　FAX 0572-25-7233

※この事業は岐阜県人権教育・啓発推進事業費の交付を受けています。　2025年3月発行

VEGETABLE OIL INK　環境にやさしい植物油インキを使用しています
リサイクル適性Ⓐ　この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

多治見市 中学生・高校生版

子どもの権利条例

たのしくくらす権利
じぶんを大切にする権利
みんなと仲良くする権利

子どもの権利ってなんだろう?

だれでもみんな、ひとりの人間として大切にされる**「権利」**をもっています。これを**「人権」**といいます。
子どもの権利とは、子どもが生まれたときからもっている人権(権利)であり、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしなかったからといって取り上げられるものではないものです。

この条約を基に、多治見市では平成15年9月に
「多治見市子どもの権利条例」が制定されました。

子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約」(児童の権利に関する条約)は、国際連合が1989年11月20日に作った条約(国と国との約束)です。日本は1994年にこの条約を批准(条約を守る手続き)しました。

子どもの権利条約4つの原則

生きる権利・育つ権利

子どもに最もよいことを

意見を表す権利

差別の禁止

多治見市

多治見市 子どもの権利条例

条例の前文 ～多治見市が目指すまちづくり～

条例のはじめには「子どもの命を守る」という大切なメッセージが書いてあります。
そして、多治見市が目指している子どもの権利を守るための5つの目標も書かれています。
この前文は条例を作ったときの「たじみの子どもたちの思い」をこめて、子どもとおとなが一緒に考えました。

- 子どもが**安心**して自分らしく生きることができるまち
- 子ども一人ひとりの違いを大切にし**個性**として尊重するまち
- お互いを尊重し、共に**支え合う**まち
- **平和**と**環境**を大切にし、世界とつながっていくまち
- 子どもが多治見の**今**と**未来**をつくっていくことのできるまち

子どもって何歳まで？
この条例では、17歳までの人を子どもといいます。
（18歳で高等学校などに通っている人も含まれます。）

多治見市子どもの権利条例に基づいた計画です

第4次多治見市子どもの権利に関する推進計画

この計画は、多治見市が目指す子どもにやさしいまちづくりを実現するために策定しました。
多治見市の子どもに関する他計画とも連携し、整合性を図っています。

基本理念
子どもの権利を保障するまちづくり

子どものウェルビーイングの実現のための基本目標
※ウェルビーイングとは…子どもが心身ともに健やかな状態であること

- Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための居場所づくりや体制の充実
- Ⅱ 子どもの主体的な意見表明・参加の促進
- Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

第1章 多治見市子どもの権利条例の目的

子どもの「最善の利益」を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ります。
子どもが安心して自分らしく生きることができるように、おとなは力を合わせ、助けます。

第2章 子どもの権利の普及

子どもの権利を保障するためには、子どももおとなも子どもの権利について知ることが大切です。
幅広い世代、立場の方でもわかりやすいように、さまざまな方法で広めていきます。

11月20日は たじみ 子どもの権利の日

第3章 おとなの役割

おとなには、家庭、学校、地域など子どもが生活するあらゆる場面において子どもの権利の保障に努める責務があります。

家庭

子どもが愛されて育つ環境を確保し、子どもが自分の意思と力で育つことを支えること

学校

自分の権利、周りの人の権利も意識しながら、みんなで楽しく学ぶことができるよう努めること

地域

社会全体で子どもを見守り支え、子どもが自分らしくいられる居場所を大切にすること

第4章 子どもの意見表明や参加

人にはそれぞれに自分らしさや個性があります。一人ひとりの思いや考えが違うことは当たり前です。他人を尊重しながら、自分の考えを自由に表現することができます。
「たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議」では仲間を作り、交流をしながら多治見市に意見を表明することができます。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

心身の悩み、交友関係等子どもが抱えるさまざまな悩みについて解決の手助けをしてくれるおとな（子どもの権利擁護委員）がいます。

第6章 子どもに関する施策の推進

子どもの権利委員会は「多治見市子どもの権利条例」に基づいた計画が条例に沿った内容で行われているかを調査したり話し合います。